

解体工事の工事発注者の皆さん

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器を廃棄するときは、フロン回収・破壊法に基づきフロン回収が必要です。

フロンを使用している業務用* エアコンや冷凍冷蔵機器を廃棄するときは、機器の所有者(工事発注者、施工主)が費用を負担して、フロン回収業者(都道府県に登録されている業者)へ機器に充てんされているフロンの回収を依頼しなくてはなりません。もしも、未回収の機器からフロンを放出させると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(同法38条)。

※家電製品の場合は家電リサイクル法に従って下さい。

建設業者が業務用エアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認して、その結果を書面で説明します。

建設業者が解体する建物内のフロンを使用している業務用エアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認し、その結果を書面(「事前確認書」といいます。右記参照)に記入し、工事発注者に説明します。工事発注者は、建設業者が確認を行う際には、建物内への立ち入りや図面の提供など建設業者が行う確認作業に協力して下さい。

(記入例)

フロン回収・破壊法に基づく第一種特定製品設置に関する 事前確認書	
書面交付日 平成〇〇年〇月〇日	
特定解体工事発注者 (氏名) 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇 殿 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	
特定解体工事元請業者 (氏名) 〇〇解体 代表 〇〇〇〇 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	
フロン回収・破壊法第19条の2第1項の規定に基づき、下記の解体工事の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について下記のとおり説明します。	
記	
特定解体工事の名称	〇〇ビル解体工事
特定解体工事の場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
第一種特定製品の設置の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> あり	空調機器 ×× 台 冷凍冷蔵機器 ×× 台
<input type="checkbox"/> なし	次の1又は2のうち該当するものに○印を付けて下さい。
1. 元々設置されていなかった。	
2. 撤去済みだった。	

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器があった場合の手続の流れ

